

議案第78号

石岡市職員再任用条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市職員再任用条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、当該条例中の引用法令を改正するため。

石岡市職員再任用条例の一部を改正する条例

石岡市職員再任用条例（平成25年石岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。